

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第4項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)の令和 5 事業年度(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

令和 5 年度の監査計画及び独立行政法人情報処理推進機構監事及び監事監査に関する規程に基づき、理事長、理事、内部監査部、業績評価部門である総務企画部、その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法により監査を実施した。なお、監査計画の策定に当たっては、令和 5 年度が第 5 期中期目標期間の初年度であり、理事長も交代し組織変更を行なっていること等を踏まえ、①中期目標及び中期計画の達成に向けた業務の遂行状況、②理事長の意思決定を含めた役職員の業務執行状況、③内部統制の整備及び運用状況、④予算執行管理等を重点監査項目とした。

1. 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、機構の業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

2. 役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

3. 令和 5 年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、関係諸法令及び機構業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第5期中期計画及び令和5年度計画に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、年度計画に定める目標に対する自己評価は妥当なものと認める。

2. 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

内部統制システムの整備及び運用に当たっての課題としては、上場会社の最高意思決定機関は、株主総会を除き決議機関としての取締役会であるのに対して、法的に独立行政法人の最高意思決定機関は法人の長（機構の場合は理事長）とされており、上場会社の取締役会は株主総会で選任された各取締役が牽制機能を有しているのに対し、独立行政法人の役員会は法人の長の意思決定に当たっての諮問機関に過ぎず、監事及び法人の長を除く役員員の任命権者は法人の長であること、さらに、上場会社の監査役等が有している取締役に対する行為差止請求権が独立行政法人の監事には付与されていないことから、上場会社と対比した場合、独立行政法人のガバナンス態勢には構造的な課題が存在することを踏まえ、これらに対応した適切な内部統制システムの整備及び運用が求められる点に留意を要する。

加えて、機構固有の状況として、令和5年度から理事長が機構の一事業部門の長を兼務する体制となったことにより、内部的な利益相反が生じうるところ、これをクリアするための内部統制システムの整備及び運用が必要となり、これが効果的かつ効率的な事業運営を妨げる一つの要因となっていることから、この体制は早期に解消すべき課題であるとする。

3. 機構の役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人太陽有限責任監査法人から、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの監査意見、及び、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合しており、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しており、決算報告書が決算の状況を正しく示しているものと認めるとの報告を記載した独立監査人の監査報告書を受領しており、上記 I の3. のとおり監査したところ、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

令和5年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項(給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準、保有資産の見直し)については、それぞれ適切であると認める。

令和6年6月24日

独立行政法人情報処理推進機構

監事 船木 信克

監事(非常勤) 小松 文子